

増田裕一 委員

この地区計画の件につきまして、関連項目ということで、荻窪団地の建て替えにつきまして、去る1月31日に、事業者による工事説明会が成田東5丁目の須賀神社社務所にて行われました。これは全く予定とは別の正規のものではございませんで、地元からそういった声がありましたので、説明会が行われたということでございます。

工事車両の運行計画の説明につきまして、周辺住民の方々に対して十分になされていなかったということがございまして、説明会で周辺住民の方から大変不満が上がるというような出来事がありました。私は、こうした荻窪団地の建て替え計画案自体に反対するものではございませんけれども、事業者側のこうした一連の不親切な対応を見るにつけて、大変憤慨しておるという次第でございます。

本件につきまして、区は事業者側からどのような説明を受けたのか、この間の詳細な経過とあわせてお尋ねいたします。

拠点整備担当課長

荻窪団地建て替えの説明会についてでございますけれども、都市再生機構は、自治会とか学校等に個別説明をした上で、昨年12月15日に団地周辺の住民説明会を行っております。その後、工事車両沿道の住民の方々に対する説明をしていくということで、そういった報告を受けておりました。

また、1月31日の沿道住民に対する説明会のことでございますけれども、当初、この会合は住民の方々だけの集会というふうに聞いておりました。その後、都市再生機構のほうから、須賀神社で説明をすることができるようになったというような報告は受けております。

増田裕一 委員

区として工事車両の運行計画の説明というものは受けておったのかどうか。

拠点整備担当課長

12月15日の説明会の段階で、一応、工事車両のルートについて示した資料は、こちらのほうに届いておりました。

増田裕一 委員

工事車両の台数ですとか、そういった詳細なところまではいかがでしょうか。

拠点整備担当課長

そういう細かいところまでの説明はございませんでした。ただこういった内容で説明をしたいというような話で資料を受けております。

増田裕一 委員

この運行計画自体なんですけれども、区として受け入れることはできるのかどうか。

拠点整備担当課長

先ほど委員がおっしゃったように、1月31日の説明会といいましようか、そこでかなり紛糾したというふうに聞いております。そういったことを受けまして、区といたしましても、もっと細かな計画、再検討をしまして、沿道周辺住民の方々のご意見等をちゃんと踏まえた、そういったプランをもう1回つくるように指導しているところでございます。

増田裕一 委員

これと同じ延長線の話なんですけれども、区道拡幅に係る成田西4丁目12番1号の共立女子大学杉並寮の用地取得について、これは既に報告事項として当委員会にも上がってきている案件なんですけれども、これに関しましても、周辺住民からの疑問の声が大変上がっておるんですね。この間の経緯について説明を求めたいと思います。

拠点整備担当課長

都市再生機構は、団地建て替えに伴いまして安全で快適なまちづくりを進めていきたい、そういうようなことを目指しておりました。そこで、こういった大規模な団地建て替えに際しまして、地域の道路ネットワーク、そういった整備の必要から、共立女子学園西側道路の拡幅を行うということになってございます。

区といたしましても、避難ルートの確保とか、あるいは緊急車両等を通していく、そういったためにこの拡幅は必要であるというふうに考えておりました、そういったことで、共立女子大、都市機構、区、3者で協議を積み重ねてきたということでございます。

増田裕一 委員

この用地取得につきましては、周辺住民の方に対しまして、区のほうからもより丁寧な説明を行うべきかと思っておりますけれども、その点、見解を伺いまして、質問を最後にさせていただきたいと思っております。

拠点整備担当課長

一応この整備拡幅につきましても、事業者である都市再生機構のほうにきちんと説明させる、そういったための都市再生機構と区の協議、調整、こういったものをし、関係部署と調整を図った上できちんと住民のほうには説明をしていく、そういったことが必要だというふうに考えております。

増田裕一 委員

議案第5号杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

荻窪団地の建て替えにつきましては、長年の課題、喫緊の課題であるというふうに認識しております。ただし、今回、周辺住民の方とのあつれきというのも生まれましたとおり、住民の方への丁寧な説明、工事車両の運行計画や、また区道拡幅に係る用地取得に関して説明を行っていくということを求めまして、賛成意見とさせていただきます。

以上です。

増田裕一 委員

議案第7号杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例につきまして、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

地球温暖化を初めとして、地球規模で環境変動が深刻化している今、大量消費社会の象徴的な存在であるレジ袋を、行政、事業者、区民が一体となって削減しようとするに関しましては、環境配慮への意識の向上を図る上で大切な一歩であるというふうに考えます。

以上の理由から、本議案に賛成をするものといたします。

増田裕一 委員

私からは4項目ほど、ポイントを絞って質問させていただきたいと思っております。

まず、住環境への配慮に関する指導要綱の策定につきまして、防災・防火ということで対策が項目として挙がっておりますけれども、防火水槽の設置につきまして、この設置主体というのは、整備する事業者になるのか、それとも消防庁になるのか、設置後の管理はどちらのほうで管理するのか。

調整担当課長

基本的には事業者が管理するという形になるかと思えます。

増田裕一 委員

防火水槽の権利関係というんですかね、例えば、将来マンションの地権者がかわったりして、この防火水槽を撤去してくれよとかわった人に言われた場合、これは撤去されてしまうんですかね。

調整担当課長

将来の管理に関するお話だと思いますけれども、基本的には、防火水槽については、そのままずっと継続して設置していただきたいというふうに考えております。

増田裕一 委員

私も巷間聞いたところによりますと、防火水槽に関して、土地の下に埋まっているということに関して税制上何か優遇されるとか、そういったことはあるのでしょうか。

調整担当課長

消防から聞いた話によりますと、消防のほうで杉並区内グリッドをつくっていて、その中に1カ所防火水槽をつくりたいと。その中に防火水槽がなければ消防署のほうで補助しているというような話は聞いております。

また、今回、これにつきましても、当然事前に消防署のほうと協議するように要請していくというふうに考えております。

増田裕一 委員

では、設置される防火水槽に関しましては、あくまでも自主管理であると。それと、今後将来にわたって、区のほうから、防火水槽を設置した状態であるということを要請していくということによろしいのでしょうか。

調整担当課長

そのとおりでございます。

増田裕一 委員

ありがとうございます。

では、引き続き住宅マスタープランの改定につきまして移らせていただきたいと思えます。

先ほど他の委員からも、ファミリー層ということで、区が整備する公的な住宅に関して、その役割について言及がありましたけれども、今回、こちらのマスタープランの案の中に、区営住宅について期限つき入居制度というものが言及されておりますが、これは、何か定住層を拡大するのですとか、そういったものとはまた考え方が異なるように感じるんですけれども、この点、民間住宅と公的住宅でそれぞれ役割を変えていくのか、そこら辺の区の考え方として言及していただきたいと思えます。

住宅課長

期限つき入居ということにつきましては、区営住宅の入居者について、かなり柔軟にいろいろな方法を考えて誘導していかなければいけないということがあるかというふうにご考えておきまして、一たん入居して、入居した後ずっとそこに居続けるのを、仕組みとしてそのまま継続していいのかというようなこともございますので、先ほどのご質問にありました子育て世帯等につきまして、場合によれば期限つきで入居を認めて、ある程度お子さんが大きくなったときに出すとか、あるいは区営住宅の改築に当たりまして、そのときがわかっているという場合には期限つきという入居にいたして、そのままといいますか、期限つきということで、その後の改築をスムーズにするとか、そういったことがございますので、期限つきという手法を使って適切な管理運営というところにつなげていきたい、それも1つの手法として考えているというところがございます。

増田裕一 委員

ということは、考え方を総括いたしますと、今後、公的住宅の位置づけとして、一時的な困窮者ですとか、そういった必要とされている方々に対してそれぞれ機会を分けていくという考え方でよろしいのでしょうか。

住宅課長

おっしゃるような趣旨で、できるだけ真に住宅に困窮している方に提供できるように、柔軟にできるように考えていきたい。ただ、現実に入居されている方に、急にもうだめですよというわけにはいきませんので、仕組みとして整えて、今委員のおっしゃったような方向に極力持っていきたいというところでいろいろな仕組みを考えていきたい、そういう考え方でございます。

増田裕一 委員

では、今後こうした、適正管理というような表現がなされておりますけれども、今後そういった管理がされていきますように、ご努力のほどお願いいたします。今回のマスタープランの改定案につきましては、福祉的、防災的、防犯的、そしてまちづくり的な側面と、施策が多岐多様にわたっておりますけれども、庁内のどのような体制を組んで対応していくのか、今後の見通しで結構でございますので、ご答弁をお願いします。

住宅課長

住宅施策につきましては、庁内に、関係する課の連携といたしまして住宅施策推進会議というものを設けておきまして、この改定案につきましても、その中で検討したという経過がございます。これからの、いわばこれに基づいたさらに細かな具体的な計画につきましても、そうした庁内組織を使って、横断的に連携をとりながら施策を構築していきたいというふうにご考えてございます。

増田裕一 委員

では、今後も柔軟に組織的に運用していけるように体制を組んでいただきたいと思います。では次に、杉並区景観条例の検討内容につきまして、1点だけ質問させていただきたいと思います。景観ですとか街なみですとか、こういったものを維持するということは大変難しいことであるというふうにご認識しております。条例や計画を定めるということは大変必要なことなんでしょうけれども、例えば屋敷林ですとか、こういったものなどを維持するためには個人的な負担というものが大変重くて、私も知り得る限りで、こういった屋敷林などが伐採されて、駐車場ですとか宅地などに造成されておるといった事例が散見されております。こうした街なみ維持にかかる個人的な負担につきまして、区のご考え方と申しまししょうか、ご所見というものをこの際伺いしておきます。

まちづくり推進課長

委員ご指摘のとおり、区の中でのみどりの維持という中で、屋敷林の位置づけというのは非常に大きなものがございます。私どもまちの中を歩いておりましても、地域住民の方から、突然あの屋敷林がなくなったというようなことでお話を承ることもございます。

そういうことで、私どもも、屋敷林は、区内の景観あるいはみどりを維持するために非常に重要なものというふうな位置づけで思っていますが、今のところ、景観条例あるいは景観計画の策定の過程の中で屋敷林を具体的にどういうふうに残すかというのは、今後の検討の課題ということで考えさせていただきたいと思います。

増田裕一 委員

個人的な負担というのは、区の公園でしたら区の税金で何とかかなりますけれども、ほかの屋敷ですとか民間で抱えておる林というのは自分で整備しなければならないということですので、検討課題としてぜひ位置づけていただいて、今後の対象としていただければと思います。

最後に、杉並・わがまちクリーン大作戦の実施計画につきまして、1点だけご確認をさせていただきたいと思います。

私も、町内会が主催いたしましたわがまちクリーン大作戦に参加したんですけれども、今回、参加団体ですとか参加者が減ったという部分がございます。どちらかという広報活動的な意味合いも強いかと思いますので、今回なぜ参加者が減ったのか、そして、その減った団体の内訳というのはどの部分が減ったのかというのがわかれば教えてください。

環境課長

まず、参加団体の減ったところなんですけど、下のほうに参考で団体内訳というふうにございますが、前年18年度と比べますと、町会・自治会のところが、前年度52団体であったものが今回43ということで9団体、それから商店会も6団体減っています。高齢者団体も6団体、その他が10団体ということで、大体それぞれがそれなりに減っているという状況でございます。

減った原因ですが、その辺は把握をしてございませんが、PRのこともあるだろうし、それから、事前に、去年参加した団体に参加を要請するようなことをしていますが、同じ団体が参加しなくなったということもありますので、それが来年度の課題になりますが、そういう団体にさらに参加していただく以外に、新たに、今まで参加していなかった団体、例えば、区内でもいろいろな団体がある、学校とか高校とか、ほとんど参加していないと思いますので、そういうところも含んで声をかけて、参加を呼びかけていきたいと思っています。